

毎週火、金曜日発行（但休日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物とす

（翌日）

鳥取県公報

目次
◇告示 保安林指定の解除予定
換地計画の認可

告 示

鳥取県告示第五十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受け
たから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
三十条の規定により告示する。

昭和三十八年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字栗祖二〇一九ノ九（一次の

図）に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

砂防堰堤敷地とするため

（「一次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務
課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五十四号

今在家土地改良区から申請のあつた換地計画について、
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二
条第一項の規定により、昭和三十八年二月四日認可した
ので、同条第八項の規定により告示する。

昭和三十八年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗